

ゴビンダ通信

No 25

発行：無実のゴビンダを支える会
事務局

Justice for Govinda

- Innocence Advocacy Group

March 10, 2006

「支える会」のみなさん、ナマステ！ ゴビンダです。

久しぶりにお手紙、書きます。ごめんなさい。お元気ですか？ 私は、あまり元気ないです。2月25日から風邪ひいて、胸と喉が痛み、熱が出て、1週間くらい病舎に行って治療してもらいました。まだ薬のみつづけています。最近、刑務所の中、風邪とインフルエンザはやって、たくさんの病気の人たち、あちこち見られます。病舎では、本や雑誌を読むこと、書くこと、TV見ること、できません。だから、2月は「支える会」にも家族にも手紙書くことできませんでした。

みなさん、24日、TVでトリノ・オリンピック見ましたか？ フィギュア・スケートで日本の荒川静香選手、191点でトップになって、日本人として初めての金メダルもらったね。3-4回転ジャンプも倒れないでクリアしました。テレビ見て嬉しくて涙でした。本当に完ぺきでした！

1月31日から日本語のクラスに入りました。およそ205人いる外国人の中から選んでくれました。私ラッキーです。中国人3人、ペルー人、イラン人と私の6人です。とっても優しくそうな60歳くらいのおとうさんが、外から来て日本語教えてくれます。クラスは週1回、火曜日、半年間までです。ここから出たら「ガイドさん」になりたい目的で、日本語の勉強、始めました。物覚え、とっても悪いので、勉強するのは非常に大変です。いつか「支える会」などに日本語で、手紙かくことできたらいいですね。

みなさん、今年も私の家族、日本によぶ考えありますか？ お母さんから「もう一度、ゴビンダに会いたい」という手紙ありました。またよんでくだされば、ありがたいことです。お願いします。

いろいろご支援どうもありがとうございます。これからも続けてください。お願いします。私は何にも悪いことやっていない。助けてください。

“無実”ゴビンダ・プラサド・マイナリ“

2006年3月1日 横浜刑務所にて

(原文はローマ字。HPに掲載中)

2006年ゴビンダさん支援集会のお知らせ（*詳細は、チラシ同封）

日時	2006年4月8日（土）午後1時30分開場 午後2時～5時
会場	「幼きイエス会」9階ホール（JR 四谷駅麹町口徒歩1分）
内容	再審の現状、支援の取り組み、他の再審・冤罪事件との連帯

再審をめぐる動向

2005年12月下旬、検察がようやく再審請求に対する反対意見書を提出しました。これを受けて、弁護団は速やかに反論書を作成。2006年2月10日、高裁に提出しました。再審の現段階と今後の見通しについて、4月8日支援集会で、神田安積弁護士から報告していただきます。弁護団の増強（新たに2名加入）も、正式に決定したとのことです。

第2回東京高裁要請

2月16日（木）第2回東京高裁要請を行い、署名305筆を提出しました。朝のうち降っていた雨も、幸い、お昼にはやんだので、高裁前での宣伝行動（ピラマキ）も、予定どおり行うことができました。

要請は、ゴビンダ事務局5名、支援者3名のほか、布川事件から1名、国民救援会中央本部から1名参加してくださったので、計10名となりました。2時半から30分間、一人ずつゴビンダさんに寄せる思い、確定判決の不当性、再審による救済の正当性などを訴えました。「決定までにどのくらいかかるのか」、「この要請は、裁判官にどのように伝えていただけるのか」などなど、鋭い質問も出ました。

今後も隔月ペースくらいで要請を続けていきたいと考えています。そのためにも多くの署名をお送りいただきますよう、あらためてお願いいたします。

署名用紙は、HPからもダウンロードすることができます。

痴漢冤罪の丸山功さんに逆転無罪！

「原審を破棄し、被告人を無罪とする」 3月8日午後1時30分、東京高裁805号法廷。原田国男裁判長が判決を言い渡した瞬間、傍聴席をいっぱい埋めた支援者から喜びの拍手が沸き起こりました。「拍手は禁じられていますから」と、軽く制してから判決理由を読み始める裁判長。丸山功さんは、顔を紅潮させて嗚咽しながら、何度も何度もハンカチで涙をぬぐっていました。

判決の要約：

被害者が痴漢行為を受けたことは間違いない。そこで被害者が被告人を「犯人」と認識した根拠を仔細に検討したが、被害事実と被告人を結びつけることはできない。

被告人は、犯人と名指しされた当初から否認し、真後ろに立っていた第三者の犯行であると供述している。この供述の信用性は心理学的に十分信用できる（浜田寿美男教授による供述心理学の立場からの鑑定および証言を採用）。第三者による物理的実行可能性も再現ビデオにより実証された。被害者の「思い込み」は、捜査機関の強引な決めつけと、ずさんな犯行再現により誘導的に助長されたもので、本来なら起訴にいたらなかった事案。被

告人が受けた生活面、精神面の苦痛は非常に大きく、たかが痴漢事件と軽く扱うことは許されない。検察は慎重にも慎重をきした起訴をすべきである。

弁護団のコメント：

今回提出した写真、ビデオ、供述心理学鑑定、全てが生きた。無実を訴える被告人の人間性も、裁判所にわかってもらえた。高裁判決は、「本来起訴すべきでなかった」として捜査機関を強く批判した。また被告人のささやかな記憶違いを「ウソ」と決めつけ、それをもって全ての供述が信用できない、だから被告人は犯人だという原審の思考を、「心証の雪崩現象は危険である」と批判した。この判決には、「判例的価値」がある。今後の冤罪との闘いに生かすことのできる貴重な判決となった。（傍聴報告：客野）

ゴビンダさん面会報告

1月17日： 今年初めての面会

「あけましておめでとうございます！」と挨拶すると、すかさず「今年もよろしくお願ひします！」という返事が返ってきました。

「この前、雨がたくさん降ってから、少し暖かい日が続いていて楽です」

とは言うものの、ずいぶん「着ぶくれ」して見えました。やはり刑務所の中は寒いので、作業服の下に何枚も重ね着しているのでしょう。

救援新聞やゴビンダ通信での呼びかけに応えてくださった方々から、事務局宛に届いたゴビンダさんへの年賀状（26通）を持って行きました。それらを出したとたん、ゴビンダさん、目を輝かせて「あっ！それ、あたってるとどうか調べた？」

お年玉つき年賀はがきということ、ちゃんと知ってるんですね。それらを1枚ずつめくって絵柄を見せたところまではよかったのですが、メッセージを読み始めたら看守に気付かれてしまい、「他の人からの私信は見せないでください」と注意されました。

「すみません」とひっこめたところ、「5月からは、みんなからの手紙も受け取れるようになる」という言葉がゴビンダさんの口から出ました。受刑者処遇改正のこと、昨年までは全然知らなかったのですが、今年になって内部でも公表されたようですね。

2月21日： ネパール情勢と家族の安否

2月8日に地方選挙が実施されたものの、主要政党のボイコットやマオイストの妨害のため、投票率は史上最低の21%にとどまり、親国王派が議席をほぼ独占する結果に終わったと話したところ、「デイリー読売で読みました」と、ゴビンダさんもちゃんと知っていました。このような混乱状態が続くと、何よりも気にかかるのは家族の安否ですが、蓮見さんが昨日ラダさんに電話したところ、「家族は、みんな元気だから心配しないように。頻りにストがあるけれど、前もって、食べ物や灯油、プロパンなどを買って置き、家にこもっているので、何も危ないことはない」と言っていたと伝えると、「よかった！」と喜んでいました。

上記2回の身元引受人面会のほか、1月20日には神田安積先生が通訳同伴で面会に行かれ、再審をめぐる新しい動きや弁護団の対応などについて、ゴビンダさんに詳しく説明していただきました。ゴビンダさんは大きな期待をもって再審の動きを見守っています。

* 面会報告の全文は、HPに掲載しています（客野）

2月学習会の報告

2月18日、「**法廷通訳**～外国語で裁判を受けるってどういうこと？ニック・ベイカー事件、メルボルン事件から課題と問題点を探る」と題する学習会を、熊野里砂さんを講師に、メルボルン事件冤罪被害者3名の方々をゲストにお迎えして行った。

ニック支援者で、プロの通訳者である熊野さんの講演はきわめて示唆に富み、説得力があった。他の人が話した日本語を日本語のまま正確に他の人に伝えるという実験で、通訳の作業がたんに外国語がわかるというだけでできるものではないことを納得できた。また、同じ英語でもなまりの強いニックの英語がふつうの日本人にはきわめて聞き取りにくいだけでなく誤解されたり、通訳者が自分勝手な解釈をするため、偏見や思いこみが入り込み、それが誰にも点検されないまま裁判で「事実」に変えられてしまうことの恐ろしさが実感できるレクチャだった。

メルボルン事件の冤罪被害者3名の方々のお話は、自分がまったく理解できない言語で裁判を受けることの恐怖、国家に雇われている通訳者が検察官となれあい、弁護人や被告人に不親切でしかも人種差別的な法廷内外の雰囲気や冤罪が作られていくプロセスが理解できるお話だった。外国人が日本で被告人となった場合も、あるいは外国で日本人が被告人にされた場合も通訳の問題は、まさに公正な裁判を受ける人間としての基本的な権利であり、ないがしろにできない問題である。しかしながら、ニック・ベイカー事件とメルボルン事件は、日本とオーストラリアとの違いはあるが、双方ともに、公正な裁判とは言い難い。特に日本において、この問題を正して行こうというオピニオンはまだ弱い。まして希少言語の場合、実態はさらに深刻である。

熊野さんは、通訳には訓練が必要であり、定期的な研修の確保等、通訳人の能力が十分に保たれるようにする必要があることを強調した。取調べの過程を録音あるいはビデオ録画するという可視化も、公正な裁判の入り口である筈なのにないがしろにされている。

捜査段階の容疑者と判決確定前の被告などの「未決者」処遇見直しを審議してきた、法務省と警察庁の「有識者会議」(座長・南博方一橋大名誉教授、9人)なるものが本年1月に、代用監獄の存続を容認する意見が大勢を占めたとの報道もある。日本の司法はどこまで後退するのであろうか。(花鳥)

事務局からのお知らせ

事務局会議：隔月第2火曜日 午後7時～9時 現代人文社：信濃町駅下車徒歩5分

<次回は3月14日(火)> 今年「**奇数月**」となっておりますのでご注意ください。

ゴビンダさんに年賀状を送ってくださったみなさま、ありがとうございました。

1月面会で本人に見せた後、お名前と文面を印刷物にして郵送しました。

多くの方々から年末カンパをいただきました。感謝申し上げます。

無実のゴビンダさんを支える会 事務局

〒160-0016 東京都新宿区信濃町20 佐藤ビル201 現代人文社気付 TEL: 080-6550-4669

e-mail: govinda@jca.apc.org ホームページ <http://www.jca.apc.org/govinda>